



基発第0501001号

平成18年5月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災特別援護措置について」の一部改正について

労災特別援護措置については、昭和48年8月9日付け基発第467号「労災特別援護措置について」（以下「467号通達」という。）をもって実施しているところであるが、今般、467号通達の別添「労災特別援護措置要綱」（以下「要綱」という。）を下記のとおり改正し、本年4月1日以降の療養及び介護に係るものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 要綱の6(3)中「56,950円」を「56,710円」に改める。
- 2 要綱の6(4)イ中「56,950円」を「56,710円」に、「25,100円」を「25,000円」に、「23,100円」を「23,000円」に改める。
- 3 要綱の6(4)ロ中「56,950円」を「56,710円」に、「104,970円」を「104,590円」に改める。